

新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底について（案）

令和2年5月 日
議会運営委員会

埼玉県内においても、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、様々な自粛要請がなされる中、円滑な議会運営を行うために、下記のとおり、市議会における感染症予防のための措置をより一層徹底することについて申し合わせる。

記

- 1 議場・全員協議会室・委員会室・議員控室等の適切な換気について
議会会期中は、常に換気を行うとともに、休憩中に適宜、排煙窓（議場）、窓（全員協議会室、委員会室、議員控室）、ドア（議場を除く。）を開放するなど、換気をより徹底する。
- 2 手指衛生の徹底について
本会議場等に入場する際は、職員等は、消毒液による手指消毒※を行う。また、マスク※を着用する。マスクは原則として各自で調達する。
※ 消毒液による手指消毒及びマスクの着用については、アレルギー等の特別な事情がある場合を除く。
- 3 体温の確認について
議会会期中は、あらかじめ自宅等にて体温を計測し、発熱により 37.5℃ 以上又は平熱より概ね 1℃ 以上の体温の上昇が見られ、倦怠感等平熱時と異なる症状が見られる場合は、会議への出席は行わないものとする。
- 4 休憩について
先例により休憩は午前 1 回、午後 1 回程度とされているが、概ね 60 分ごとに休憩をとることとする。
- 5 執行部の対応の要請について
執行部の対応について、別添のとおり要請するものとする。
- 6 その他の対応について
その他の対応については、別紙のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症への対応について（案）

令和2年5月 日
議会運営委員会

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、令和2年第2回（6月）定例会においては、下記の事項について適切に対応されるよう要請する。

記

（職員の出席人数）

- 1 本会議等への職員の出席は、必要最小限とすること。特に、執行部控室については、気密性が高いことから入室できる人数の制限等を行うなど徹底をすること。

（簡潔な説明及び答弁）

- 2 本会議等での説明及び答弁は、簡潔とすることを徹底し、効率的な運営に留意すること。

（検温の実施及び発熱等の対応）

- 3 市職員が本会議等に出席する際には、適宜検温を行い、発熱が認められる場合は躊躇なく出席を見送る。

（消毒等による衛生環境の保持）

- 4 議場等への入室の際には、消毒スプレーにより手指の消毒を励行すること。また、入室前後や休憩時には手洗い、うがいを励行するなど、衛生環境の保持に努めること。

（マスクの着用）

- 5 本会議等においては、原則としてマスクを着用すること。

（その他）

- 6 今後の感染拡大や、議会及び執行部の現場の状況を重視し、再度その他の対応についての要請を行うこともあること。

I 市議会の取組(案)

NO	予防に関する取組例	具体例
1	常任委員会の議場開催	全員協議会室より大きい議場にて常任委員会を開催する。
2	常任委員会の議員傍聴	人の密接状況を解消するため、できるだけ自宅でのライブ配信による視聴をお願いする。
3	議員控室での執行部との調整	極力、電話対応とする。やむを得ず直接の調整を行う場合は、必要により衝立を使用する。(衝立は議会事務局に保管しています。)
4	導線の分離	執行部は、セキュリティエリア側には入らない。(議員と執行部の導線を可能な限り分ける。)
5	休憩中のお茶等	冷蔵庫の周辺に留まらないようにする。(冷蔵庫に茶菓子を入れておきますが、その場で飲食しないようお願いします。また、電気ポットは、各会派別に使用してください。)
6	昼食等	向かい合って食事をしないようにする。
7	その他①	本件のような緊急の対策を要する重要案件に際しては、議会と執行部が一体となって対処すべきことから、性急な要望は控えるなど、執行部に過重な負担をかけないように十分配慮する。
8	その他②	議員及び職員の健康管理に配慮し、可能な限り効率的に議員・職員間の連絡調整を行うとともに、長時間に及ぶ答弁調整は極力控える。

II 他自治体等の議会に向けての取組(案)

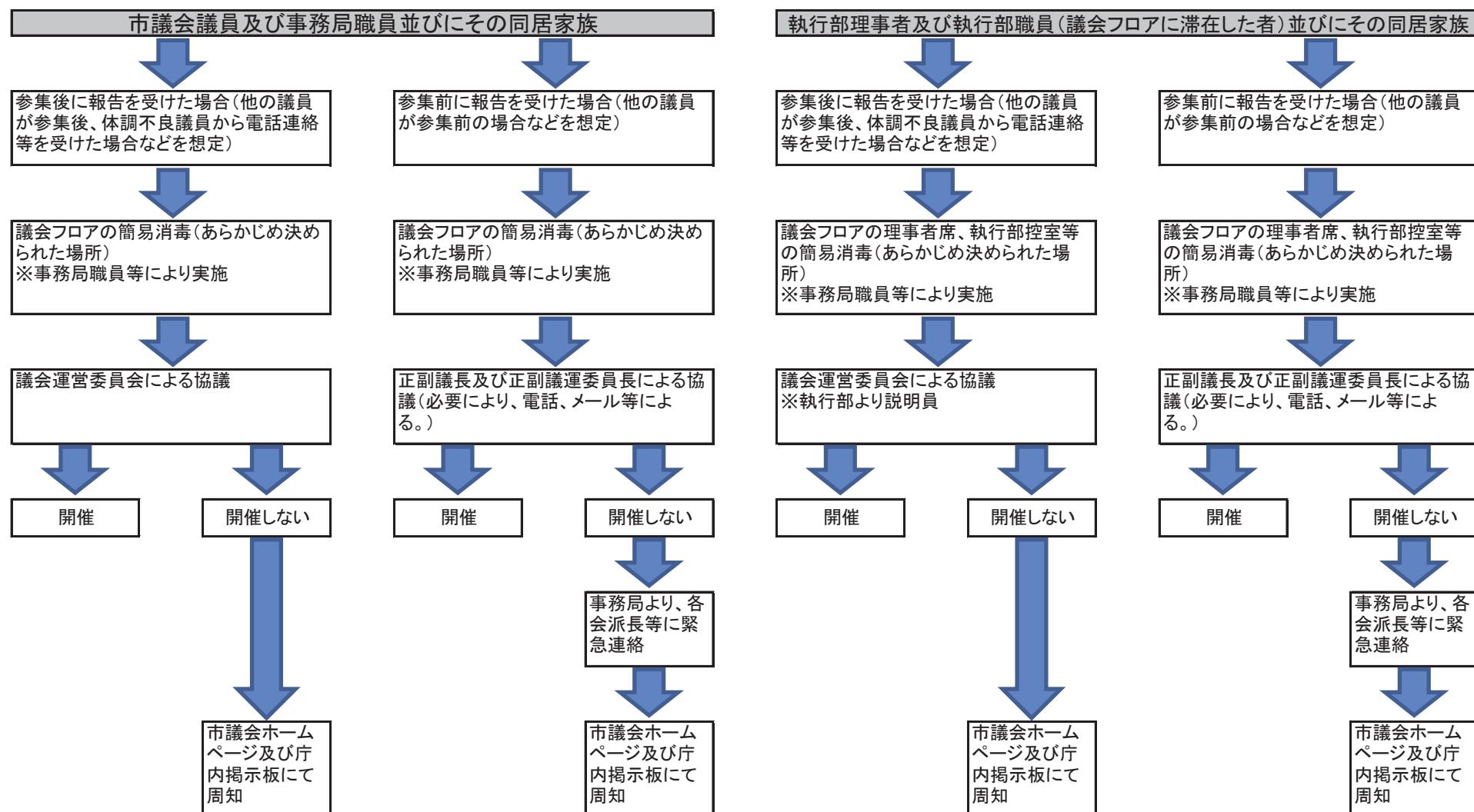
NO	予防に関する取組例	具体例
1	行政視察受け入れ	他自治体等からの行政視察の受け入れについて、当面の間、自粛をお願いする。

III 市民に向けての取組(案)

NO	予防に関する取組例	具体例
1	傍聴の自粛	傍聴は控えていただくよう、ホームページなどでお願いする。
2	傍聴時のマスク着用の徹底	傍聴に来られた方には、マスクの着用をお願いする。
3	傍聴時の注意	傍聴席への入室前の健康状態の確認、手指消毒の徹底、間隔を空けての着席等をお願いする。

定例会開会後に高熱等による体調不良(本人又は同居する家族)発生時における対応(案)

◆発熱により37.5°C以上又は平熱より概ね1°C以上の体温の上昇が見られ、倦怠感等平熱時と異なる症状が見られる場合



新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応(案)

◆新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者と認定を受けた場合

